

## クイズに挑戦! プレゼントあり!!

ホームページか  
郵送・持参で応募

P.4

### Contents (目次)

- 水道水質に関するお知らせ 1
- 安全安心な水道水をお届けするために 2
- 災害対策 -組立式仮設給水タンクを導入- 3
- 水道小話～飲料水を備蓄しよう～ 3
- 水道料金のお支払い方法 4
- 水道に関するお問い合わせ先 4



(写真)千代川と水管橋(源太橋下流付近)

P.3

### 災害用備蓄水 をご活用ください!!

防災意識啓発のための  
訓練などに

無料で提供 します

## 水道水質に関するお知らせ

### 令和5年度水質検査計画(案)を策定しました

水道局では、より安全で良質な水道水を供給するため、法令(水道法など)に基づく水質検査を行うとともに、水道局独自の検査も行っています。その水質検査の適正化や透明性を示すため、毎事業年度の開始前に、検査項目、検査対象、検査頻度などをまとめた水質検査計画を策定しています。

このたび、過去の検査結果や寄せられたご意見を基に、令和5年度の水質検査計画(案)を策定しました。計画(案)の概要と令和4年の水質検査結果をお知らせします。

### 令和5年度 水質検査計画(案)の概要

#### 検査項目

##### 毎日検査項目

1日1回、給水栓水の検査を行うことが義務付けられている項目。「色」、「濁り」、「残留塩素」の3項目です。

##### 水質基準項目

法令で検査が義務付けられており、全てが基準値に適合していなければならない項目。一般細菌、大腸菌、水銀、鉛など全51項目です。

##### 水質管理目標設定項目

将来、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目。農薬類、ニッケル、トルエンなど25項目です。

##### その他の項目

塩素消毒に耐性のある病原生物および、それらの指標菌です。

■ 給水栓水…蛇口から出る水道水

■ 原水…水道水になる前の天然の水

#### 検査対象

法令で義務付けられている「給水栓水」に加えて、「原水」の検査も行います。

#### 検査頻度

検査項目、検査の対象によって、毎日、月2回、月1回、年4回、年1回行うものに分かれます。

#### 臨時の水質検査

河川水質汚染事故など、水道水が水質基準に適合しない恐れが生じたときに行います。

#### 農薬の検査時期

農薬が多く散布される夏季に行います。

#### 精度管理

水質検査の信頼性を確保するため、精度管理体制を充実させ、技術レベルの向上に努めていきます。

### 令和4年の水質検査結果(1月~12月)

検査項目	検査の結果
毎日検査項目	95カ所の給水栓水を毎日検査した結果、色、濁りについては異常ありませんでした。また、残留塩素については、必要とされる濃度が確保されていました。
水質基準項目	給水栓水において、法令で定められている51項目について検査を行った結果、全ての検査項目において基準値を満たしていました。また、原水を検査した結果、異常ありませんでした。
水質管理目標設定項目	13カ所の原水と、12カ所の給水栓水について検査を行い、農薬類をはじめとした安全性に関する項目については、目標値を達成していました。また、より良質な水道水を供給するための項目については、異常ありませんでした。
その他の項目	原水について検査を行った結果、塩素消毒に耐性のある病原生物は検出されませんでした。

令和5年度水質検査計画(案)と過去の水質検査に関する詳しい内容は、水道局で閲覧ができるほか水道局ホームページに掲載します。ご意見などは、お問い合わせ先にご連絡ください。

水道局は、国が定めた水質基準に適合している、安全な水道水をお届けしています。

合格

「水質検査計画(案)」および「水質検査結果」は水道局ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 浄水課水質検査室 ☎0857-53-7963



鳥取市

# 水道局 だより

2023.3.1《No.71》

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係  
電話 0857-53-7811(代表)  
0857-53-7953(直通)  
ファクシ 0857-53-7802

鳥取市水道局ホームページ  
<https://www.water.tottori.tottori.jp/>

連絡先

国安庁舎  
電話 0857-53-7811  
ファクシ 0857-53-7802

南地域水道事務所  
電話 0858-76-3118  
ファクシ 0858-85-0672

西地域水道事務所  
電話 0857-85-2526  
ファクシ 0857-85-1819

# 安全安心な 水道水をお届けするために

## 水質検査・安全管理の概要

水道局では、安全安心な水道水を安定してみなさまにお届けするため、水源から蛇口まで水質の安全管理に努めています。



水質検査室



## ①水源(原水)

## 水質検査

—浄水処理方法や、河川等の状況に応じ水質検査を実施—

市内の水源など90カ所から原水を採水し、水質検査を行っています。各地点における検査結果を受け、追加の検査を随時行うとともに、塩素消毒に耐性のある病原生物および、それらの指標菌の検査を行っています。また、農薬類の検査も行っています。



水質管理体制(江山浄水場)

## 監視

## ②各水道施設(浄水場など)

—計器類による監視—

計器類を活用し、主な浄水場の残留塩素濃度などを24時間監視しています。

その他にも各水源、浄水場ごとに必要な水質計器を設置し、水質の安全性を監視しています。



中央監視室



## ③蛇口(給水栓水)

## 水質検査

—法令で義務付けられている水質検査—

### 「色」、「濁り」、「残留塩素」の毎日検査

色、濁り、残留塩素については、市内95カ所の蛇口から採水し、毎日検査をしています。

### 基準値に適合していなければならない「水質基準項目」51項目の検査

主な配水系統の蛇口から給水栓水を採水し、一般細菌、水銀、鉛など51項目の検査を行っています。

—より良質な水道水を目指して行う水質検査—

### 水質管理上留意が必要な「水質管理目標設定項目」

### 25項目の検査

市内12カ所の蛇口から、「安全性に関する項目」や、「より良質な水道水に関する項目」の検査をしています。

水質に関する事は、水道局までお問い合わせください。 **問い合わせ先** 浄水課水質検査室 ☎0857-53-7963

# 災害対策 -組立式仮設給水タンクを導入-

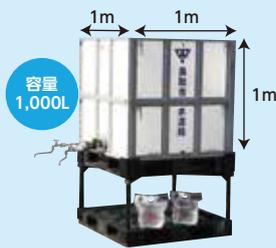
水道局では、災害発生時の応急給水を行うため、防災計画で指定された避難所などの中から水道施設の耐震化状況を考慮して「応急給水拠点」を定めています。「応急給水拠点」は、周辺地域のみなさんに飲料水を供給するとともに、その他の避難所などへ給水車で飲料水を運ぶ拠点にもなります。

上水道事業に統合した簡易水道地域をはじめ応急給水拠点の未整備地域においても、災害時の応急給水に迅速に対応するため、令和5年1月、組立式の仮設給水タンクを30基導入しました。

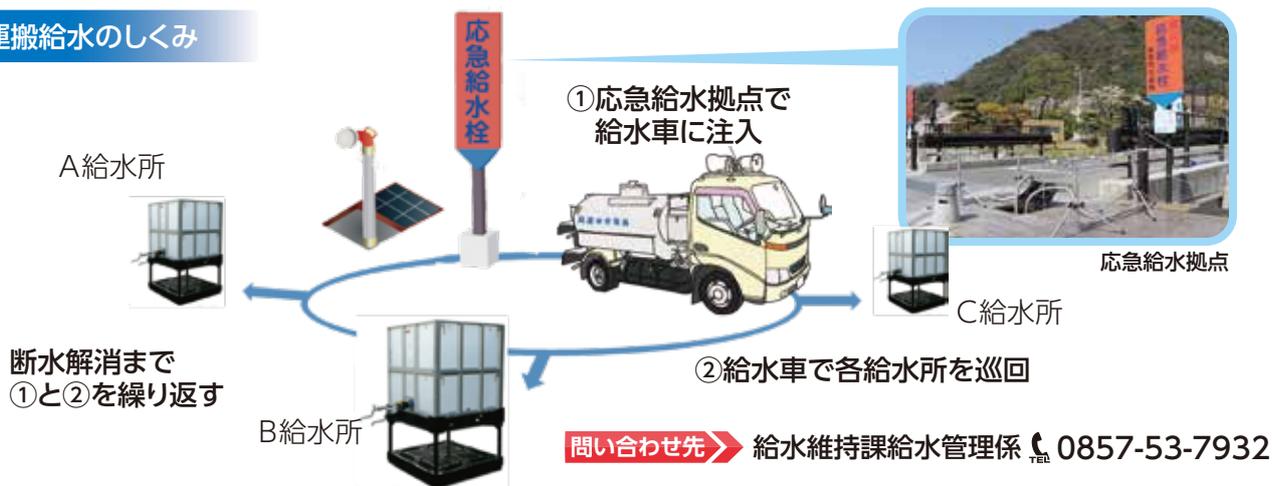
災害が起こった際は、水道施設の被災状況を勘案して水道局が開設する給水所(小学校、地区公民館など)に仮設給水タンクを設置し、給水車で運搬給水を行います。給水車は、タンクに飲料水を充填したのち、次の給水場所へ向かうことができるので、効率的な給水活動が可能となります。

## 組立式仮設給水タンクとは

今回導入した組立式仮設給水タンクは、1基あたりの容量が1,000リットルで、1日に必要な飲料水を1人あたり3リットルとして計算すると約330人分の飲料水を蓄えることができます。



## 運搬給水のしくみ



## 水道小話

すいどうこばなし

### 飲料水を備蓄しよう

**飲料水の備蓄は常温で3日程度、冷蔵庫では7日程度**

塩素の消毒効果は、直射日光を避けて常温で保存すれば3日程度、冷蔵庫で保存すれば7日程度持続します。日付をメモし、保存期間が過ぎたら掃除や洗濯などにお使いください。

**蓋のできる容器に口元まで入れる**

清潔で蓋のできる容器に、できるだけ空気に触れないよう、口元まで一杯に水道水を入れてください。浄水器を通したり沸かしたりすると、消毒用の塩素が除去されてしまいます。必ず蛇口から注ぎ、沸かさずに保存しましょう。

災害に備えるためには、飲み水の確保が大切だよ。  
水を入れる容器(ポリタンクなど)も準備しておこう。



## お知らせ! 災害用備蓄水をご活用ください!

水道局では、水道事業の広報と防災意識を啓発するために、鳥取市の水道水を原料とした災害用備蓄水を製造し、江山浄水場の施設見学者や水道局主催行事の参加者に配布しています。

また、鳥取市内の自治会およびその他の団体において、防災意識啓発のための訓練を行う場合にも無料で提供しています。希望される場合は水道局までお問い合わせください。

問い合わせ先▶ 経営企画課広報係 ☎ 0857-53-7953

鳥取市の災害用備蓄水は市販のペットボトル水よりも賞味期限が長く、気体透過性の低いアルミニウムを容器に使うことで、におい移りなどがしにくくなっています。



# 水道料金のお支払い方法

水道料金は、2カ月ごとの決められた日に水道メーターを検針して、検針を行った月の翌月に請求します。お支払いについては「納入通知書払い」と「口座振替」があります。  
※「クレジットカード」でのお支払いはできません。

## ●納入通知書によるお支払い

「納入通知書」により、水道局(各事務所)、各総合支所、金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いいただく方法です。

## ●口座振替の手続き

「口座振替」を希望される場合は、金融機関窓口で手続きできます。手続きには、口座番号が分かるもの(通帳、キャッシュカードなど)、金融機関届出印、水栓番号が分かるもの(水道使用水量・料金等のお知らせ、納入通知書など)が必要です。

### 金融機関一覧

- 鳥取銀行
- 鳥取県信用農業協同組合連合会
- 鳥取いなば農業協同組合
- 島根銀行
- 山陰合同銀行
- 倉吉信用金庫
- 鳥取信用金庫
- 中国労働金庫
- みずほ銀行
- 西日本信用漁業協同組合連合会鳥取支店
- ゆうちょ銀行・郵便局(納入通知書によるお支払いは中国5県のみ)

## キャッシュレス決済

～スマートフォンからもお支払いできます～

スマートフォン用アプリを使用し、お支払いいただくこともできます。「納入通知書」に記載されているバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、お支払いください。詳しくは、各社のホームページをご確認ください。下水道等使用料についてもお支払い可能です。

※下水道等使用料については、市役所下水道経営課料金係(0857-30-8391)にお問い合わせください。  
※領収書は発行されません。支払の履歴についてはアプリ内の利用履歴でご確認ください。



### 4月から新たに取扱開始となるアプリ



問い合わせ先▶ 料金課料金係 ☎0857-53-7922

## 水道に関するお問い合わせ先

### ◆水道料金・水道メーターの検針について

- 水道料金の支払い方法について
- 水道料金の計算方法について
- 水道メーターの検針日、使用水量について

### ◆漏水調査に関する問い合わせ

- いつもより使用水量が多くなっている
- 宅地内の漏水箇所を調べたい

### ◆水道の使用開始・中止について

問い合わせ先▶ 料金課料金係 ☎0857-53-7922

河原地域、用瀬地域、佐治地域にお住まいの方  
南地域水道事務所:0858-76-3118にお問い合わせください。

気高地域、鹿野地域、青谷地域にお住まいの方  
西地域水道事務所:0857-85-2526にお問い合わせください。

### ◆水道の故障・修理などに関する問い合わせ

- 道路から水があふれている
- 水道メーターの止水栓不良
- 宅地内の漏水を修理したい

※宅地内の漏水修理は、指定給水装置工事事業者に依頼してください。給水装置工事事業者(修理対応事業者)一覧は水道局ホームページに掲載しています。

不明な点につきましては下記へお問い合わせください。

問い合わせ先▶ 給水維持課管路維持係 ☎0857-53-7933



## 3月 特別企画 クイズに挑戦!!

○には漢字が入るよ。  
難しい場合は、水道局だよりを読み返してみよう。  
答えが分かったら応募してプレゼントをゲットしよう!



問題1 お届けする水道水の安全性を確認するため、水道局が行っていること。「○○検査」 ヒント▶ 1・2ページ

問題2 防災意識啓発のため、水道局が鳥取市の水道水を原料として製造したもの。「災害用○○○」 ヒント▶ 3ページ

### 全問正解者の中から抽選で10名様に

災害用備蓄水・ミニノート・水道局特製蛍光ペン2色のセットをプレゼント!



応募締切 3月20日(月)  
当日消印有効

※当選者の発表はプレゼントの発送をもってかえさせていただきます。

◆個人情報の取り扱いについて◆ 記載していただいた個人情報は、アンケートの回答特典であるプレゼントの発送以外には使用しません。

郵送・持参またはホームページからご応募ください

#### 【応募先】

〒680-1132  
鳥取市国安210番地3  
鳥取市水道局経営企画課  
「クイズプレゼント企画担当」

#### 【ご記入項目(必須事項)】

●答え 問題1 \_\_\_\_\_  
                  問題2 \_\_\_\_\_  
●住所/氏名/年齢/電話番号  
●水道局だよりを読んだ感想、ご意見等

HP応募はこちら

